

セムブリックス®を服用される方へ

医療費はどのくらいかかる？

高額療養費と自己負担のはなし

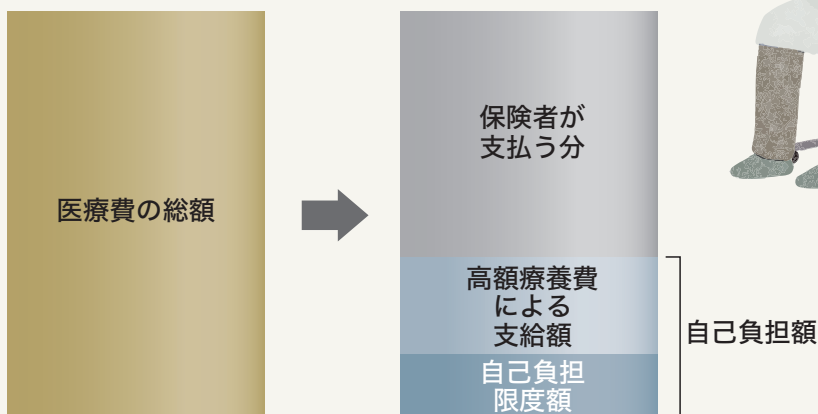
2026年4月版

ここで紹介する制度は、加入されている医療保険、市区町村によって内容が異なる場合があります。



高額療養費制度とは

高額な医療費による経済的負担を軽減するため、医療機関へ支払った自己負担額が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた分の支給を受けられる制度です。



高額療養費が利用可能か、利用方法が不明な場合は、保険者（マイナポータルや資格確認書で確認できます）にお問い合わせください。

自己負担限度額を知ろう

自己負担限度額は、年齢や所得の区分によって異なります。

自己負担の計算方法

70歳未満の人は、暦月（月の1日～末日）ごと、同一世帯でも個人ごと、医療機関ごと（同じ医療機関でも通院と入院は別、医科と歯科は別）に計算します。

70歳以上の人は、暦月（月の1日～末日）ごと、外来と入院に分け、外来は個人ごと、入院は世帯ごとに計算します。

■70歳未満の自己負担限度額

区分		1～3回目	4回目以降 (多数回該当)
ア	年収約1,160万円～	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
イ	年収約770万円～約1,160万円	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
ウ	年収約370万円～約770万円	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
エ	～年収約370万円	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税者	35,400円	24,600円

■70歳以上の自己負担限度額

区分	外来（個人ごと）	ひと月の上限額（世帯ごと）	
		1～3回目	4回目以降 (多数回該当)
現役並み	Ⅲ 年収約1,160万円～	252,600円+(医療費の総額-842,000)×1%	140,100円
	Ⅱ 年収約770万円～約1,160万円	167,400円+(医療費の総額-558,000)×1%	93,000円
	Ⅰ 年収約370万円～約770万円	80,100円+(医療費の総額-267,000)×1%	44,400円
一般	年収156万円～約370万円	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 44,400円
住民税非課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯		15,000円

自己負担がさらに軽減されるしくみ

多数回該当

直近12ヵ月以内に4回以上、高額療養費の支給を受ける場合、4回目からは自己負担限度額が引き下げられます。

世帯合算

70歳未満では、世帯内（一人の場合でも可）で21,000円以上の自己負担が複数ある場合はそれらを合算することができます。

高額医療・高額介護 合算療養費制度

世帯内で1年間の医療保険と介護保険の自己負担額を合算して、本制度の限度額を超えた場合、超えた分の支給を受けられます。

支給を受けるには

1

事前に保険者（マイナポータルや資格確認書をご確認ください）へ申請し、「認定証^{*1}」を交付してもらいます

▼

●70歳以上の住民税非課税者でない方は、認定証の交付は不要です。

2

「認定証など^{*2}」を病院や薬局に提示します
提示することで、医療機関の窓口での支払額が、高額療養費の自己負担限度額までとなります

注意

認定証には有効期限があり、1年ごとの更新が必要です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用すれば、「限度額適用認定証」は原則不要で、窓口支払いは最初から自己負担限度額までになります。

*1：「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証（住民税非課税者の場合）」

*2：上記^{*1}のほか、「高齢受給者証（70歳以上75歳未満の住民税非課税者でない方の場合）」「後期高齢者医療被保険者証（75歳以上の住民税非課税者でない方の場合）」

高額療養費制度以外のサポート制度

付加給付制度

法定給付である高額療養費制度に上乗せして、一部の保険者（健康保険組合や共済組合など）が独自に定める給付制度です。各保険者が独自に定めた上限額を超えて医療費を自己負担した場合、超過分の払い戻しを受けることができます。独自に上限額は高額療養費制度の上限額より低く設定されているため、自己負担額をよりいっそう軽減する可能性があります。付加給付制度の有無・内容は保険者によって異なります。また、保険者によっては治療と就労をサポートするための制度を設けている場合もあります。詳しくはマイナポータルや資格確認書に記載されている保険者にお問い合わせください。

民間の医療保険（がん保険など）

慢性骨髄性白血病はがん（悪性新生物）の一つであり、患者さんが民間の医療保険（がん保険など）に加入されている場合、保障の対象となる可能性があります。民間の医療保険の種類や保障内容は多岐にわたります。本来受けられる給付金の請求もれなどがないか、加入している医療保険の保障内容を確認することが重要です。詳しくはご加入の保険会社の窓口にお問い合わせください。



厚生労働省ホームページ 高額療養費制度を利用される皆さまへ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuohoken/juuyou/kougakuiryuu/index.html (2026年4月閲覧)

厚生労働省保険局・高齢者医療・被用者保険について https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000060238.pdf (2026年4月閲覧)

国立がん研究センター がん情報サービス 民間保険の仕組み https://ganjoho.jp/public/institution/backup/private_insurance.html (2026年4月閲覧)

70歳未満の患者さんの自己負担額は？

3ヵ月処方の場合のシミュレーション*1

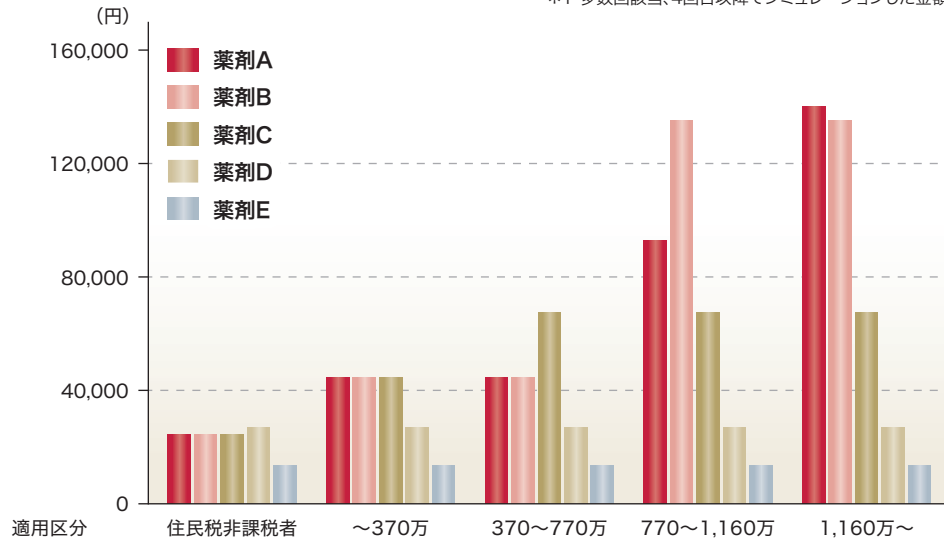
〈薬剤費〉

薬剤A (20,000円/日)
薬剤D (1,000円/日)

薬剤B (5,000円/日)
薬剤E (500円/日)

薬剤C (2,500円/日)

*1 多数回該当、4回目以降でシミュレーションした金額



例えば55歳、年収600万円で長期処方(3ヵ月処方)の場合

■ 1回あたりの自己負担額シミュレーション

直近12ヵ月の高額療養費該当回数	薬剤A	薬剤B	薬剤C	薬剤D	薬剤E
1~3回目	95,430円	81,930円	67,500円	27,000円	13,500円
4回目以降	44,400円	44,400円	67,500円	27,000円	13,500円

薬剤A・Bの場合、高額療養費制度を利用することで、自己負担額が3割負担額よりも軽くなります。

また、過去12ヵ月の間に3回以上この制度の対象となった場合、4回目以降は「多数回該当」となり、自己負担額の上限がさらに引き下げられます。

セムブリックス®の自己負担額の例(3ヵ月処方の場合)

セムブリックス® 80mgを1日1回服用した場合の3ヵ月(90日)の医療費自己負担額の計算例は以下のとおりです。

セムブリックス®の薬剤費は2026年4月現在の薬価に基づき、それ以外の医療費は3万円として計算

■ 70歳未満 80mgを1日1回服用した場合の1回あたりの自己負担額

区分	1~3回目	4回目以降(多数回該当)
ア 年収約1,160万円~ ¹⁾	260,725円	140,100円
イ 年収約770万円~約1,160万円 ²⁾	178,365円	93,000円
ウ 年収約370万円~約770万円 ³⁾	93,975円	44,400円
エ ~年収約370万円 ⁴⁾	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税者 ⁵⁾	35,400円	24,600円

- 健康保険の場合は標準報酬月額83万円以上、国民健康保険の場合は旧ただし書き所得(前年の総所得金額等から住民税の基礎控除額を差し引いた額)が901万円超
- 健康保険の場合は標準報酬月額53万~79万円、国民健康保険の場合は旧ただし書き所得が600万~901万円
- 健康保険の場合は標準報酬月額28万~50万円、国民健康保険の場合は旧ただし書き所得が210万~600万円
- 健康保険の場合は標準報酬月額26万円以下、国民健康保険の場合は旧ただし書き所得が210万円以下
- 世帯全員が住民税非課税の世帯



70歳以上の患者さんの自己負担額は？

2ヵ月処方の場合のシミュレーション*1

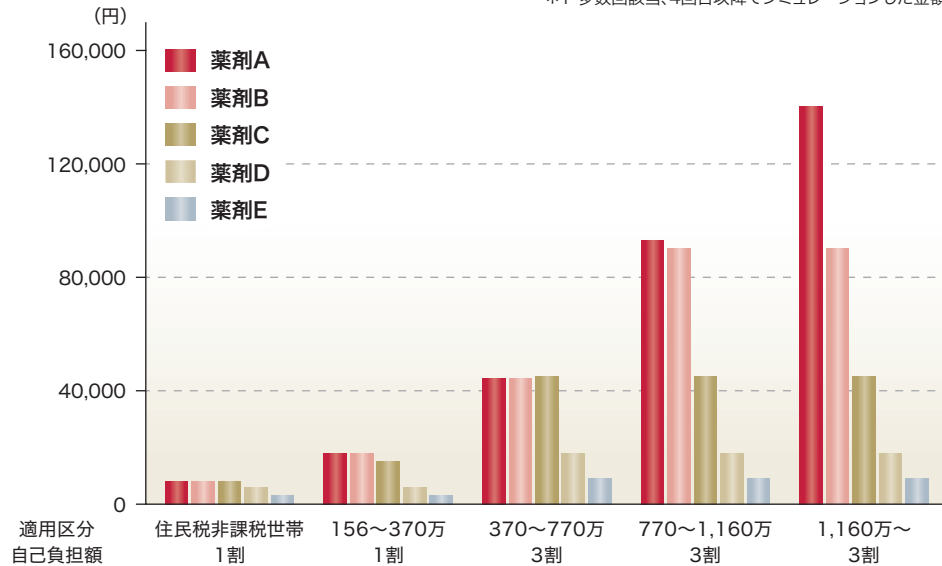
〈薬剤費〉

薬剤A (20,000円/日)
薬剤D (1,000円/日)

薬剤B (5,000円/日)
薬剤E (500円/日)

薬剤C (2,500円/日)

*1 多数回該当、4回目以降でシミュレーションした金額



例えば76歳、年収140万円で長期処方(2ヵ月処方)の場合

■ 1回あたりの自己負担額シミュレーション

	薬剤A	薬剤B	薬剤C	薬剤D	薬剤E
自己負担額*2	8,000円	8,000円	8,000円	6,000円	3,000円

*2 住民税非課税世帯で75歳以上のため、医療費の自己負担割合は1割

この場合、薬剤A・B・Cのいずれを使用しても、自己負担額は同じ金額になります。

セムブリックス®の自己負担額の例(2ヵ月処方の場合)

セムブリックス® 80mgを1日1回服用した場合の2ヵ月(60日)の医療費自己負担額の計算例は以下のとおりです。

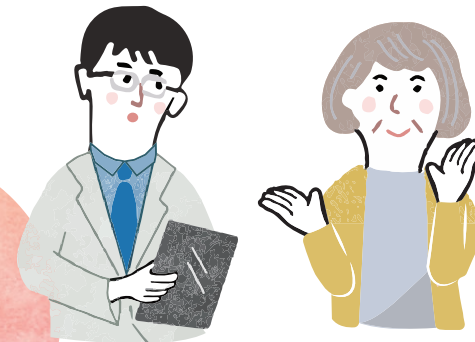
セムブリックス®の薬剤費は2026年4月現在の薬価に基づき、それ以外の医療費は3万円として計算

■ 70歳以上 80mgを1日1回服用した場合の1回あたりの自己負担額

区分		1~3回目	4回目以降(多数回該当)
現役並み	Ⅲ 年収約1,160万円~ ¹⁾	255,310円	140,100円
	Ⅱ 年収約770万円~約1,160万円 ²⁾	172,950円	93,000円
	Ⅰ 年収約370万円~約770万円 ³⁾	88,560円	44,400円
一般	年収156万円~約370万円 ⁴⁾	18,000円* ³⁾	
住民税非課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯 ⁵⁾	8,000円	
	Ⅰ 住民税非課税世帯 ⁶⁾	8,000円	

*3 年間上限144,000円

- 1) 標準報酬月額83万円以上、または課税所得690万円以上
- 2) 標準報酬月額53万円以上、または課税所得380万円以上
- 3) 標準報酬月額28万円以上、または課税所得145万円以上
- 4) 標準報酬月額26万円以下、または課税所得145万円未満等
- 5) 世帯全員が住民税非課税の世帯
- 6) 世帯全員が住民税非課税であり、所得が一定基準以下の世帯(年金収入80万円以下等)





詳しくは厚生労働省HP「高額療養費制度を利用される皆さまへ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryohoken/juuyou/kougakuiryou/index.html
(2026年4月閲覧)」をご参照ください。

ノバルティス ファーマ株式会社

SBX00006GK0003
2026年4月改訂